

全国健康保険協会からのお知らせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部の平成25年度保険料率は10.12%に据置きとなります。

今後も保険料率を上げないためには、皆さまの健康管理・健康づくりが大切です。協会けんぽでは、被保険者(本人)の方には、がん検診の内容を含む検査項目が豊富な「生活習慣病予防健診」を、被扶養者(家族)の方には手軽に受診できる「特定健診」をご用意しておりますので、ぜひご利用ください。

全国健康保険協会北海道支部

電話 011-726-0352(代表) <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

低温ナチュラルチーズについてのお知らせ

平成21年3月に町が特許出願しました「低温ナチュラルチーズ」について、特許出願の審査請求(=特許権の取得)を検討するため、「低温ナチュラルチーズ」の事業化の計画がある場合には平成24年12月28日までに事業計画等を提出くださるよう町広報誌でお知らせしていましたが、計画の提出はありませんでした。

この結果を受け、町は低温ナチュラルチーズの事業化は見込まれないと判断し、「特許出願の審査請求は行わない」(=特許権を取得しない)ことに決定しましたのでお知らせします。

なお、低温ナチュラルチーズの試作や製造等は、町が特許権を取得しなくても自由に行うことができます。「低温ナチュラル製造マニュアル」(幌延地圏環境研究所作成)がありますので、ご希望の方(町民限定)に有償(1部210円)で頒布します。



問い合わせ先

総務課企画振興グループ(222) 電話5-1111、告知端末機5-8812

平成25年4月1日～ 高齢者雇用安定法が 施行されます

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した方を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

お問い合わせにつきましては、お近くのハローワーク又は北海道労働局までお願いします。

○改正のポイント

- ①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止(経過措置あり)
- ②継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ③義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ④高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

北海道労働局

電話 011-709-2311

ハローワーク稚内

電話 0162-34-1120